

旅券法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公用旅券の発給の請求）</p> <p>第四条 公用旅券の発給の請求は、当該公用旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「対象者」という。）が国内に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、対象者が国外に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、又は当該対象者が領事官に対し、次に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 外務大臣又は領事官が対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、<u>戸籍謄本</u></p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公用旅券の発給の請求）</p> <p>第四条 公用旅券の発給の請求は、当該公用旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「対象者」という。）が国内に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、対象者が国外に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、又は当該対象者が領事官に対し、次に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。</p> <p>一 公用旅券発給請求書</p> <p>二 対象者の写真</p> <p>三 <u>使用人にあつては、戸籍謄本</u></p> <p>四 国外において対象者がする請求にあつては、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類</p> <p>2 前項の場合において、対象者が本邦と外務大臣が指定する地域以外の地域との間を数次往復しようとするときは、その旨及び理由を公用旅券発給請求書に記載して、数次往復用の公用旅券の発給を請求することができる。</p>

(一般旅券の発行)

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第三項及び第四項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が十八歳未満の者であるときは、有効期間を五年とする。

(削る)

(削る)

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録を行つていない一般旅券を発行するとき、又は第十三条第一項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するとき（第五項において「限定発行の事由があるとき」と総称する。）は、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を十年（当該一般旅券の発給の申請をする者が十八歳未満の者であるときは、五年）未満とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、指定地域へ渡航しようとする者が第三条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が十八歳未満の者であるときは、五年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大臣が適

(一般旅券の発行)

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第三項及び第四項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

二 十八歳未満の者である場合

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録を行つていない一般旅券を発行するとき、又は第十三条第一項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するとき（第五項において「限定発行の事由があるとき」と総称する。）は、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を十年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）未満とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、指定地域へ渡航しようとする者が第三条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし

当と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が十八歳未満の者であるときは、五年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第十条第一項又は第十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき第三条の規定による発給の申請をする者（十八歳未満の者を除く。）が、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（第十四条及び第二十條第一項第三号において「残存有効期間同一旅券」という。）の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載する場合には、その有効期間及び種類が当該現有旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であつて、当該現有旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

5

(略)

、外務大臣が適當と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第十条第一項又は第十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき第三条の規定による発給の申請をする者が、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（第十四条において「残存有効期間同一旅券」という。）の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載する場合には、その有効期間及び種類が当該現有旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であつて、当該現有旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。

一 次号及び第三号に掲げる現有旅券以外の現有旅券 指定地域以外の全ての地域

二 第二項、この号又は次項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 当該現有旅券に渡航先として記載されていた地域と同一の地域（指定地域を除く。）

三 前項又はこの号の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 渡航先として個別に特定して記載する地域（当該現有旅券に渡航先として記載されていた指定地域を含み、当該現有旅券に渡航先として記載されていなかった指定地域を除く。）

5

外務大臣又は領事官は、限定発行の事由があるときは、前項第

(一般旅券の発給をしない場合等の通知)

第十四条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給若しくは渡航先の追加をしないと決定したとき、又は第五条第二項若しくは第五項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載し、若しくは有効期間を十年(一般旅券の発給の申請をする者が、十八歳未満の者であるときは五年、残存有効期間同一旅券の発給の申請をする者であるときはその現有旅券の残存有効期間)未滿とすると決定したとき(第四条の二ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するときを除く。)は、速やかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

(国内における手数料)

第二十条 国内において次に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもつて賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してそれぞれ政令で定める額の手数を国に納付しなければならない。

一号又は第二号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を当該現有旅券の残存有効期間未滿とすることができるものとし、同項第三号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、有効期間を当該現有旅券の残存有効期間未滿とすることができる。

(一般旅券の発給をしない場合等の通知)

第十四条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給若しくは渡航先の追加をしないと決定したとき、又は第五条第二項若しくは第五項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載し、若しくは有効期間を十年(一般旅券の発給の申請をする者が、同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは五年、残存有効期間同一旅券の発給の申請をする者であるときはその現有旅券の残存有効期間)未滿とすると決定したとき(第四条の二ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するときを除く。)は、速やかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

(国内における手数料)

第二十条 国内において次の各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額の手数を国に納付しなければならない。

一 一般旅券の発給（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給

三 残存有効期間同一旅券の発給

四 一般旅券の渡航先の追加

五 渡航書の発給

2 第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から五年以内に最初に前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする場合には、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の政令で定める額に二を乗じて得た額の手数料を、国に納付しなければならない。

3 （略）

4 第一項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者が、第三条第一項ただし書（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により直接外務大臣に申請する場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で定める額（第二項に規定する場合には、同項に定める額）に前項の政令で定める額を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。

一 第五条第一項本文の一般旅券の発給 一万四千元

二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給 九千元（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、四千元）

三 前二号に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給 四千元

四 一般旅券の渡航先の追加 千三百円

五 渡航書の発給 二千五百円

2 第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から五年以内に最初に前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める額に四千元を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。

3 都道府県は、国内において第一項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者から、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。この場合において、都道府県は、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該手数料の額を定めなければならない。

4 第一項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者が、第三条第一項ただし書（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により直接外務大臣に申請する場合には、当該各号に定める額（第二項に規定する場合には、同項に定める額）に政令で定める額を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。

5 (略)

6 (略)

(国外における手数料)

第二十条の二 国外において前条第一項各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、同項の政令で定める額に同条第三項の政令で定める額を加えた額に相当するものとして政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定は、国外において同条第一項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定」とあるのは「次条第一項の規定」と、「同項の政令」とあるのは「前項の政令」と、「二を乗じて得た」とあるのは「二を乗じて得た額に次項の政令で定める額を加えた額に相当するものとして政令で定める」と読み替えるものとする。

3 (略)

5 一般旅券の発給を必要とする原因が関係官庁の過失によつて生じた場合には、前各項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

6 大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合には、政令で定めるところにより、第一項、第二項及び第四項の規定による国に納付すべき手数料を減額し、又は免除することができる。

(国外における手数料)

第二十条の二 国外において前条第一項各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額に同条第四項の政令で定める額を加えた額に相当するものとして政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定は、国外において同条第一項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする者について準用する。この場合において、同条第二項中「定める額に」とあるのは「定める額に第四項の政令で定める額及び」と、「加えた」とあるのは「加えた額に相当するものとして政令で定める」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、国外において同条第一項各号に掲げる処分の申請をする者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあり、及び同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」とあるのは、「次条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。